

給実甲第1233号

平成30年2月1日

人事院事務総長

給実甲第192号の一部改正について（通知）

給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

第一の第2項第2号中「次号において」を「以下」に、「すべて」を「全て」に改め、第一の第8項第2号中「同号に規定する」を削り、第一に次の1項を加える。

10 平成29年改正法附則第3条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員等に係る復職時調整の特例

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号）附則第3条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員（次号において「平成30年調整対象職員」という。）の休職等の期間であって、その初日が平成26年10月1日から平成30年3月31日までの間にあるものに係る同年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項第1号の規定の適用については、同号中「基準号俸の号数」とあるのは、「基準号俸の号数に1を加えて得た数」とする。

二 平成30年調整対象職員又はこの項の規定の適用がないものとした場合の復職時調整ができる日における号俸の号数が、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数について標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに同項第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとして調整された号俸の号数を下回ることとなる職員（平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの及び当該職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）に限る。）の休職等の期間であって、その一部又は全部が平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間にあるものに係る平成30年4月1日以後の復職時調整における第一の第2項の規定の適用については、同項第2号中「号数」とあるのは「号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該標準号俸数の号数に1を加えて得た数）」と、「相当する数」とあるのは「相当する数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合にあつては、当該相当する数に1を加えて得た数）」と、同項第3号中「算定の基礎となる号数」とあるのは「算定の基礎となる号数（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年9月30日である場合（当該号数が0となる場合を除く。）にあつては、当該号数に1を加えて得た数）」とする。この場合において、当該休職等の期間が第8項第2号の規定の適用を受ける休職等の期間にも該当するときは、平成21年1月1日から同年9月30日までの期間に係る第一の第2項第2号に規定する調整数については、第8項第2号の規定の例により算定した調整数とする。

以 上